

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業実施要領

26 福保高施第1961号

平成27年3月26日

27 福保高施第55号

平成27年4月1日

27 福保高施第997号

平成27年9月8日

31 福保高施第161号

平成31年4月26日

3 福保高施第1133号

最終改正 令和3年9月8日

1 通則

借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助要綱（平成27年3月26日付26福保高施第1960号。以下「補助要綱」という。）の7の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の申請手続その他この補助金の交付については、この要領の定めるところによる。

2 交付申請

補助要綱7（1）の規定に基づく申請は、「借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助金の交付申請について」（第1号様式）により行うものとする。

3 変更交付申請

- （1）補助要綱7（2）の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、補助要綱7（1）の規定に準じるものとする。
- （2）前項の規定に基づく申請は、「借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助金の変更交付申請について」（第2号様式）により行うものとする。

4 実績報告

補助要綱別記補助条件の6に基づく実績報告は、「借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助金の実績報告について」（第3号様式）により行うものとする。

5 補助金の請求

補助要綱別記補助条件の9に基づく補助金の請求は、請求書（第4号様式）により行うものとする。

6 施設整備費補助事業との関係

対象施設が、都補助事業により整備される場合、本事業は、当該施設整備費補助事業における要綱、要領、審査基準等の規定に抵触しない範囲で実施するものとする。

附 則（平成27年3月26日付26福保高施第1961号）

この要領は、決定の日から施行し、平成26年10月3日から適用する。

附 則（平成27年4月1日付27福保高施第55号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月8日付27福保高施第997号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31福保高施第161号）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月8日付3福保高施第1133号）

この要領は、令和3年9月8日から施行する。